

令和3年度 第1回 栃木支部評議会議事概要報告(速報)

開催日	令和3年7月13日(火) 14:00~15:50
開催場所	コンセーレ 小ホール
出席議員	東評議員、岡崎評議員、小崎評議員、小坂評議員、金野評議員、鈴木(憲)評議員、鈴木(徹)評議員、田仲評議員、横倉評議員(五十音順)
議題	<p>議題1. 協会けんぽの令和2年度決算見込み(医療分)について</p> <p>議題2. 令和2年度栃木支部事業報告及び令和3年度栃木支部事業計画について</p> <p>議題3. 令和4年度栃木支部保険者機能強化予算について</p> <p>議題4. インセンティブ制度の見直しについて</p> <p>議題5. その他</p>
議事概要 (主な意見等)	<p>各議題につき、事務局より資料に基づき説明。</p> <p>議題1. 協会けんぽの令和2年度決算見込み(医療分)について</p> <p>(被保険者代表評議員C)</p> <p>協会会計と国の特別会計との合算ベースの収支における、保険料収入には、新型コロナウイルス感染症等の理由による保険料の納付猶予分は含まれているのか。</p> <p>→【支部の回答】</p> <p>納付猶予分は保険料収入に含まれていない。実際に納付された保険料額が計上されている。</p> <p>議題2. 令和2年度栃木支部事業報告及び令和3年度栃木支部事業計画について</p> <p>議題3. 令和4年度栃木支部保険者機能強化予算について</p> <p>※議題2と議題3は関連する事項のため、事務局よりあわせて説明した。</p> <p><u>○特定健診受診者拡大、勧奨強化事業について</u></p> <p>(被保険者代表評議員B)</p> <p>被扶養者の特定健康診査の受診率向上における問題点の中に、対象者の受診行動が新型コロナウイルス感染状況の影響を受けやすい、また、集団健診の会場に使用制限の問題がある。</p> <p>会場に行かなくても、自宅で検査できる「検査キット」やセルフチェックなど、個人でできるところはやってもらい、最終的に専門家に診てもらいたいようなことが可能なのか。</p>

→【支部の回答】

現在は難しい。他支部では、パイロット事業として特定健診対象となる40歳の手前である39歳の方に向けて、自身で採血をする検査キットを送付する事業を行っている。簡易な検査ではあるが、40歳以降の健診受診の動機付けになることが期待される。一人当たりの金額も高額のため、効果検証を行っており、結果によっては、全国的に実施することを検討していく。

○健康経営の推進事業について

(事業主代表評議員C)

健康宣言事業所数を拡大させていくために、いわゆる「健康経営」がもたらす事業所へのメリットではなく、直接的に目に見える形で事業所のメリットが分かるようにすれば、事業主も健康経営に取り組もうという気持ちになるのではないかと。

例えば、金融機関のローンが低金利になったり、補助金を申請する際の加点になるなどのメリットがあると、事業所として取り組みたくなると思う。

→【支部の回答】

現在、足利銀行・栃木県・協会けんぽ栃木支部の三者で協定を結んでおり、健康経営を行っている事業所については低金利ローン商品が既に利用できることとなっているが、8月に受けられる条件などを見直し、商品をリニューアルするべく、足利銀行と進めているところであり、リリースとともに周知・広報を行う。さらに、栃木県信用保証協会において、信用保証料の割引も行っている。こういったメリットについて、おそらく、多くの方が知らないため、広報を強化していく。

また、栃木県・健康保険組合連合会栃木連合会・協会けんぽ栃木支部の三者で実施している「とちぎ健康経営事業所認定制度」の認定事業所におけるインセンティブ「栃木県の建設工事入札参加資格の加点」のメリットが大きいため、認定事業所およびとちぎ健康経営宣言事業所について建設工事に関する業態の事業所に偏ってしまっている状況があるが、今後は、他業種の方に向けても広く「健康経営」がもたらすメリットを周知することによって、参加事業所を増やしていきたいと考えている。

(議長)

他業態においても、入札参加資格の加点のようなインセンティブを設定できないものなのか。

→【支部の回答】

栃木県とはインセンティブについて、協議しているところだが、例えば物品の購入など、他の入札項目まで広げるのは、栃木県としても、現状、難しいところ。

健康経営に取り組むことで、生産性や従業員の健康増進、企業イメージの上昇による人材確保などの一般的な健康経営のメリットを前面に打ち出すとともに、目に見えるメリットについても、業態ごとに差が出ないよう公平性を持ちつつ、増やせるよう取り組んでいく。

(被保険者代表評議員A)

「とちぎ健康経営宣言事業所向け健康セミナー」を受講することによって、経済産業省の「健康経営優良法人」や栃木県の「とちぎ健康経営事業所認定制度」の認定基準を満たすことはできるのか。そのようなメリットがあれば、積極的に受講する事業所も増えてくるのではないか。

→【支部の回答】

両認定制度の審査基準には、受動喫煙やメンタルヘルスなどの項目がある。令和2年度までは運動出前講座のみであったが、令和3年度は、加えてオンライン・ビデオオンデマンド・DVDで実施する予定としており、講座内容においても、禁煙喫煙対策やメンタルヘルスの講座も準備しているため、項目をクリアすることができる。

なお、当該セミナーの開催案内を7月9日に発送したところだが、すでに多くの申し込みをいただいているところ。

(被保険者代表評議員B)

「とちぎ健康経営宣言」や「とちぎ健康経営事業所認定制度」などの健康経営に関する事業は、事業主にとっては、一定のメリットがあるものと考えているが、加入者について、自身の健康増進につながる以外に、健診を受けるメリットはあるのか。目に見える具体的なメリットがあれば、受診につながるのではないか。

→【支部の回答】

加入者に対するメリットは、やはり、自身の健康増進。さらに、加入者への周知方法もどちらかというと、健診を受けないと「健康でなくなってしまう」ことや、医療機関を受診しないと「重症化してしまう」などといった“脅かし”、“デメリット”の方法が多い。加入者の目に見える、新たな視点のメリットを考えるとともに、周知方法も工夫していきたい。

○広報活動による加入者の理解の推進について

(事業主代表評議員C)

加入者や事業主への制度や協会けんぽの事業の周知のための広報における媒体について、現在、栃木支部は紙媒体(チラシ)やホームページ、メールマガジンを使用していると認識している。

しかしながら、例えば、現在、若年層が情報を得るための媒体はSNSが主流である。

したがって、若年層にはSNSを活用した広報を行うなど、特定の階層にピンポイントに刺さるアプローチをすることが重要ではないか。

具体的には、ホームページで「季節の健康レシピ」がとても見やすく整っているため、「ダイエットメニュー」や「キャンプメニュー」などに分類、特化して、InstagramやTwitter、Facebookなどで発信すると、若年層には、刺さりやすいと思う。

(議長)

従来の媒体に加えて広報活動を展開できるものは、可能性として何かあるのか。または、検討されていることはあるのか。

→【支部の回答】

栃木支部では、ここ数年、YouTube 広告を実施しており、令和3年度も実施する予定。また、令和2年度には、インセンティブ制度の周知のための広報について、Web上にランディングページを作成し、その広告をInstagramやFacebookなどのSNSに掲載をした。

本部でも保険者機能強化アクションプラン（第5期）において、SNSが効果的な手法であるとしているところである。加入者が自ら予防・健康増進を図るように行動変容を促すことも、協会けんぽの重要な取り組みであるため、今後は、栃木支部として、アカウントを作成し、特定の加入者に向けて、ピンポイントに刺さる発信をしていくことを、実施方法等を含めて検討していきたい。

(事業主代表評議員B)

理解度調査において協会けんぽの事業の認知率低下が広報事業の問題として示されている。

評議員に就任する前の私も含め、加入者の大部分にとって、協会けんぽは、年金や雇用保険などとあわせていわゆる「社会保険」という一括りで考えられており、国民皆保険の維持や加入者の健康増進などの事業を行っていることは認知されていない。そんな状況下で、例えば、この評議会で議論されているような内容をそのまま、周知・広報を行っても、受け取る側は難しいため、できるだけかみ砕いてわかりやすくする必要がある。

今後、SNSなど、一般の方々情報が得やすい広報活動を検討しているところだと思うが、できるだけ具体的にわかりやすく、言葉一つ一つを簡潔に言い換えるなどして、理解できるように伝えていくと、協会けんぽの事業の価値がより認識されると思う。

「簡単に、難しくなく」を意識して広報していくとよいのではないか。

→【支部の回答】

協会けんぽの事業の認知率低下は、協会けんぽの最大の課題であり、本部においても、その課題は認識している。本部においても、今後、マスメディアを利用するなど、どのように広報活動を行っていくか検討している。栃木支部では、現在、月1回、下野新聞の「日曜論壇」において記事掲載を行っている。そこで、国民皆保険の維持や重症化予防など、かみ砕いてわかりやすく伝えている。この取り組みは、思った以上にインパクトがあった。

また、広報に使用する「言葉」や「表現」の課題も実感している。表現方法の見直しについては、協会けんぽ本部・支部ともに途上であるところだと認識している。伝わりやすい表現方法を考え、工夫していく。

(学識経験者代表評議員B)

情報が氾濫している社会で、若年層はSNSを活用して、いかに情報を選別するかという意識で情報に接しており、自分に関係する情報かそうでないものかを一瞬で判断しているため、広報を作るうえで、「どうすれば“自分ごと”として見てもらうか」、「瞬間的・直感的にいかに自分に関係している情報として捉えてもらうか」を出発点として考えるべきではないか。国民皆保険制度は加入者にとって「あるのが当たり前」であるため、制度について考えもしないだろう。

また、広報の手法として、作文コンクールの主催や、書道展の開催、ポスター・俳句・川柳を募集するなどをやってみるのもよいのではないか。健康保険の制度は、「硬くて難しい」というイメージがある。それを崩すという意味で実施し、賞金などを準備すると応募数も増えるのではないか。

ポスターなどを募集する際は、テーマを設定することになるが、応募者はテーマを意識して考えるはずであるため、周りに波及していくのではないか。加えて、小学校や中学校、高校、大学、社会人などの階層別で実施すると良い。子どもをターゲットに実施すると、教育に繋がり、効果が将来に渡って長期的に現れるのではないか。

広報のコンサルティングなどは依頼していないのか。本部や他支部で実施しているところはないか。

→【支部の回答】

「自分に関係する情報かそうでないものかを一瞬で判断している」ということについては、まさにその通りであると認識している。例えば、栃木支部ではYouTube 広告をターゲット層に 30 秒の動画を 10 万回完全視聴してもらうことを目標として実施しているが、「動画を最後まで見てもらうためにはどうしたらよいのか」のいう点に注力して動画を作成している。令和 2 年度に制作したのは、若年層の親世代をターゲットに「保険証が使えなくなったらどうする？」といった注目を引き、見てもらいやすいようなショッキングな内容とした。

他支部では、夏休みに親子で制作するポスターの募集を実施しているところもあると聞いている。栃木支部でも他支部を参考にポスターや川柳などの募集について、今後、検討していきたい。

広報のコンサルティングについては、本部にて広告代理店で契約しており、活用している。

栃木支部ではコンサルティングは依頼していないが、YouTube 広告など一部の広報について、企画競争で制作事業者を決定している。

（被保険者代表評議員 B）

今の子どもが将来、協会けんぽの被保険者になるかはわからないが、何らかの形で社会保険に加入することになる。学校教育の中で、協会けんぽと教育委員会などが連携して、子供たちの将来のために健康の大切さを伝えていけばよいのではないか。学校で教育を受けた子供たちが、家庭に帰って、親に話をすれば、親にも広がっていく波及効果も見込まれる。

→【支部の回答】

子どもの教育は大切であると考えている。若年層の理解を進めていくことは、今後、次の世代に制度を理解してもらうという面からも重要なことであるため、検討していきたい。

議題 4. インセンティブ制度の見直しについて

（事業主代表評議員 A）

インセンティブ制度を見直すことについては、「成長戦略フォローアップ（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）」において、決定されていることであり、反対ではない。

しかし、現在、国内は、昨年から続く新型コロナウイルス感染拡大や直近で起きた水害などの自然災害も多く、難しい状況にある。インセンティブ制度の構造上、「差」をつけなければならないことはよくわかるが、このような状況下で簡単に格差をつけていいものなのか。柔軟な対応がされて

いない印象があるため、慎重に進めるべき。

→【支部の回答】

協会の考えとしては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた令和2年度の実績評価方法については、しっかりと議論し検討する。一方で、インセンティブ制度は、「成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）により、元々見直すことになっているため、新型コロナウイルス感染拡大の影響とは別に議論をするという考えである。

しかし、昨年から続く新型コロナウイルス感染拡大や直近で起きた水害などの自然災害の“現在”に対する影響も考慮すべきではないかというご意見については、受け止めたいと思う。

（学識経験者代表評議員C）

インセンティブ制度の見直しについては基本的に賛成である。

しかし、インセンティブ制度の本来の目的は、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図るように事業主及び加入者の行動変容を促すことにあると思うが、その目的が薄れているのではないかと。例えば、健康増進のために特定健診を受けるものであるはずだが、実際は、「保険料率を下げるために」というところが、クローズアップされている印象があり、事業主や加入者の意識の中で、目的がすり替わりかねないのではないかと懸念がある。

→【支部の回答】

今後、協会を含む国民皆保険制度を継続していくために、将来の医療費の適正化にも資するように実施している制度である。事業主や加入者へ、主旨をしっかりと理解していただけるよう、周知、広報をしていく。

議題5. その他

※報告・説明事項

- ・その他（報告事項）

特記事項

- ・次回、令和3年10月に開催予定。